

文京区空家等の適正管理に関する条例について

1 概要

令和7年2月議会において報告した文京区空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）骨子案については、その後、パブリックコメントを実施し、区民等から意見を募集した。

また、空家等対策審議会においても、本条例の制定について諮問し、答申を受けた。これまでの経緯を踏まえ、文京区空家等の適正管理に関する条例を制定する。

2 パブリックコメントの実施結果

（1）件名

文京区空家等の適正管理に関する条例（骨子案）

（2）意見募集期間

令和7年3月10日（月）～令和7年4月8日（火）（30日間）

（3）意見件数

0件

3 空家等対策審議会での審議

（1）諮問

令和7年1月17日（金）

諮問事項：文京区空家等の適正管理に関する条例の制定について

（2）答申

令和7年5月9日（金）

答申内容：「原案通り異議ありません。」

4 条例（案）の概要

別紙1のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 条例公布・条例施行

条例（案）の概要

	項目	主な内容
第一条	目的	区における空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、区民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る。
第二条	定義	「空家等」「所有者等」及び「区民等」の用語の定義
第三条	所有者等の責務	(1)所有者等は、自らが所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等の適正な管理を行う。 (2)所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努める。
第四条	区の責務	(1)区は、区民等に対し、空家等の適正な管理に関する意識の啓発及び必要な支援を行うよう努める。 (2)区は、空家等の適正な管理のために必要な措置を講ずる。
第五条	区民の役割	区民等は、適正な管理が行われていない空家等の情報を区に提供するなど、空家等の適正な管理を推進するために必要な協力に努める。
第六条	関係機関との連携	区長は、本条例の目的を達成するため、区内を管轄する警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努める。
第七条	緊急安全措置等	(1)区長は、空家等の適正な管理が行われていないことに起因して道路、広場その他公共の場所において、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、かつ、当該空家等の所有者等に当該危険を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がなく急迫した状況と認めるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置（緊急安全措置）を講ずることができる。 (2)区長は、緊急安全措置の実施に必要な限度において、職員に、当該空家等に立ち入って調査をさせることができる。 (3)当該空家等に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する。 (4)立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (5)区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該所有者等に対し通知する。ただし、通知することが困難である場合にあつては、この限りでない。 (6)区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該所有者等から、要した費用の全部又は一部を徴収することができる。その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、文書をもって納付を命じる。 (7)区長は、緊急安全措置を講じたときは、当該内容について文京区空家等対策審議会に報告する。
第八条	委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
	付則	この条例は、公布の日から施行する。